

国内募集型企画旅行取引条件書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書)

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社エンゼル(以下「当社」といいます。)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 当社はお客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は、自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- 契約の内容・条件は、コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書面および当社旅行業約款によります。

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- 当社にご来店いただきお申込みの場合、所定のお申込書の事項を記入してご提出いただきます。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段（以下「電話等」といいます。）にてお申込みの場合、当社が予約を承諾し、旅行代金を指定の期日に受領した時点で契約が成立したものとさせていただきます。
- 当社の指定する金融機関の口座への振込があった場合には、当社の領収証は金融機関の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。
- a. ご高齢の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要な方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客さまのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。
- お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。満15歳未満のお客さまは、特に定めが無い限り保護者の方の同行を条件とさせていただきます。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総合屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- お客様が当社に対して暴力団員等による、不当な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。

4. 旅行代金

- 子供代金は旅行開始時に満2歳以上12歳未満のお子さまに適用します。
- 1人部屋追加代金は大人、子供一律1名さまの代金です。

5. 追加代金

1) 追加代金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル指定の選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日の選択、⑧出発・帰着曜日の選択等により追加する代金他、募集広告内で「〇〇追加代金」「有料」等と表示したものをいいます。

6. 基準旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

7. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎり普通席)（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。）を含みません。）、宿泊費、食事代、消費税等の諸税および特に明示したその他の費用等（宿泊税の対象となる場合の宿泊税を含む）、添乗員同行コースの同行費用。上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくとも払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に含まれない交通費等の諸費用、旅行中の個人的性質の諸費用（お客さまご自身の電話料その他通信料、ホテルでの小物代、追加飲食料、運送機関の定める有料手荷物料、心付等）、運送機関の課す付加運賃・料金、オプションプラン（別途料金）の代金等、ご自宅から集合・解散地点までの交通費・宿泊費、日本国内の空港施設使用料等。（ただし、空港使用料等を明示したコースを除きます）

9. 添乗員

- 添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。添乗員の同行が無い場合には、当社社員がご同乗・ご同行させていただくか、お客さまが旅行に必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さま自身で行っていただく場合がございます。なお、現地における当社の連絡先は、旅行日程表等に明示します。
- 添乗員同行と記載されたコースには添乗員が同行し、原則として契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。

10. 旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃、料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたり日より前にお知らせします。
- 奇数人数でお申込みの場合に1人部屋を利用するお客さまから1人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが1人部屋となったときは、契約を解除したお客さまから取消料を申し受けます。
- お客さまからの契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客さまのご要望にお応えします。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

11. 取消料

契約成立後、お客さまの都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までにお支払いがなく当社が契約を解除した場合、旅行代金に対してお一人さまにつき次の料率で取消料または同額の予約料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客さまが契約を解除される場合は、契約を解除されたお客さまから下記の取消料をいただくほか、ご参加のお客さまから運送・宿泊機関等の（1台・1室あたりのご）ご利用人数の変更に対する差額代金を申し受ける場合があります。

区 分	取消料
(1)次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前までに解除の場合	無料
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日前（日帰り旅行にあっては10日前）から8日前に解除する場合（ハからヘまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20％以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前から2日前に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の30％以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40％以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く）	旅行代金の50％
ヘ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100％
(2)貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規程によります。
備考（1）取消料の金額は、契約書面に明示します。 （2）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

※出発日・コース等の変更、また当社の責任とならないローン等の事由によるなお取消しの場合も上記取消料の対象となります。

※取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に〔6. 追加代金〕を加えた合計額です。※オプションプランおよび宿泊等各種追加料金も上記料率による取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし旅行開始後の取消料は100％となります。

12. 取消料のからならない場合（お客さまによる旅行契約の解除）

- 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - 旅行開始日または終了日の変更
 - 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - 運送機関の種類または会社名の変更
 - 運送機関の「設備および等級」のより低いものへの変更

- 本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- 宿泊機関の種類または名称の変更
- 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

2) 旅行代金が増額された場合。

- 当社が確定書面を表記の日までに交付しない場合。
- 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

13. 当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は旅行契約を解除ことがあります。（一部例示）

- 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- 申込条件の不適合。
- 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となったとき。
- 3. (1)～(4)に該当した場合

14. 当社の責任と免責

当社はお客さまが手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

15. 特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、旅行補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(1.5万円を限度。ただし、一個または一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当日旅行参加中」とはいたしません。

16. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15％を限度とします。また、一旅行契約においての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に「5.追加代金」を加えた合計金額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

17. お客さまの責任

お客さまの故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

18. お客さまの交替

- お客さまは当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合、当社所定のお申込書を記入の上、交替に要する所定の金額の手数料とともに提出いただきます。
- 前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じます。以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は交替をお断りすることがあります。

19. お買いもの案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いをいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

20. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、ただちに当社にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

21. 個人情報取扱いについて

当社は、お客さまからの電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みや、ご旅行申込書、アンケート等への記入等により、当社にご提供いただいた個人情報をご個人データとして保有し、当社および当社グループ会社において、お客さまとの間の連絡のために利用させていただくほか、旅行商品やサービス、キャンペーンのご案内、お客さまがお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

22. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。

23. 基準日

この旅行条件は2015年2月1日を基準としております。

旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご連絡なく下記・旅行業務取扱管理者にご質問ください。

<旅行企画・実施>

登録番号 新潟県知事登録旅行業 第2-362号 一般社団法人日本旅行業協会会員

会社名 株式会社エンゼル 湯沢営業所

住所 〒949-6103 新潟県南魚沼郡湯沢町土樽 4707-1

電話番号 025-787-2811

FAX 025-787-2814

旅行業務取扱管理者 小淵 実央